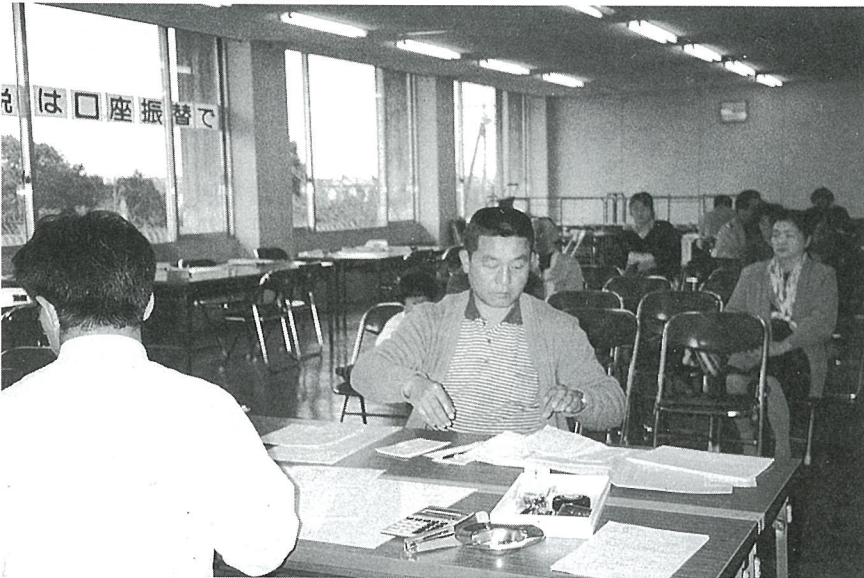


忘れず お早めに

から3月15日まで



国・県や町がいろいろな事業を行って
いくうえに必要な経費の一部を、私たち
は税金という形で負担しています。この
税金の基礎になる申告時期を迎え、その
手続き等についてお知らせします。



▶ 早い提出で、時間の節約を

所得税・町県民税の申告を お忘れなく!

町では3月1日から3月15日まで税の申告相談を行います。

この申告は平成4年中の所得を申告するもので、平成4年分の所得税、平成5年度の町県民税、国民健康保険税などの課税基礎となります。

申告書がお手元に届きましたら、必ず申告書を提出してください。(年金収入や扶養されている方も提出してください。)

なお、申告は国民健康保険税の軽減、老齢福祉年金、老人医療、児童手当などの給付や各種証明書の発行に必要な資料となります。

の方は収支金額や、必要経費のわかる売上伝票、帳簿類、通帳などと償却資産関係のわかるもの

○お勤めの方は源泉徴収票
○借地などのある方は、その領収書
○生命保険料及び個人年金支払証明書
○損害保険料支払証明書
○小規模企業共済掛金支払証明書
○障害者手帳
○国民健康保険証
○印かん

○その他申告に必要なもの
また、2月16日から26日までは税務課で相談に応じます。

平成5年度の固定資産税の課税基礎となる台帳の縦覧を役場税務課で行います。この機会に自分の財産を確認してみたいかがですか。

固定資産の課税台帳が 縦覧できます

縦覧日時

3月1日(月)～22日(月)
(日曜日・第2土曜日・祭日は除く)

午前8時30分～午後5時
(土曜日は午前8時30分～12時)

日時
○3月1日(月)～15日(月)
(日曜日・第2土曜日は除く)
午前9時～午後4時
○3月6日(土)
午前9時～12時

会場
役場第1・2会議室

持参するもの
○事業所得(営業・農業等)

税務署の出張相談

2月26日(金)・3月1日(月)
(譲渡・所得税)
3月5日(金)・10日(水)・11日(木)
(所得・消費税)
午前9時30分～午後4時
役場第1・2会議室

税理士による 無料相談

3月8日(月)
午前9時30分～午後3時30分
役場第1・2会議室